

報道関係者各位

令和4年5月10日  
女川町

## 津波防災地域づくりに関する法律 宮城県津波浸水想定の設定見直しについて（女川町長コメント）

今回、浸水想定の見直しが宮城県より公表されました。本町における復興まちづくりにおいては、当然ながら東日本大震災で経験した津波高を考慮しています。

また、大震災の大きな教訓の一つは「ハード対策だけでは津波被害を防げない」ということであり、「減災」の考え方を基本とし、ハード対策とともにソフト対策、端的に言えば「もっと高い津波になるかもしれない」という意識を持ってより高いところに避難する、というような意識の徹底とそれを促すような避難場所の設定などを行ってきたところであります。

今回公表された想定浸水は大震災時の津波高を上回るものであり、それにより復興事業で新規造成された高台の一部が浸水範囲に含まれることとなりましたが、前述の考え方は変わるものではなく、今後策定されるであろう宮城県の方針等を考慮しながら、当該範囲での避難対応の充実などを含めて見直すべきところがあれば当然に見直しを行ってまいります。

浸水範囲に含まれることとなった町役場だが、大震災時の津波高より高い場所に建築されていますが、今回公表された浸水深では3m以上の浸水となります。大震災時には現実にレベル2津波を経験していることから今回の浸水想定を決して軽視するものではないが、その発現確立・頻度等から考えれば、今回の想定浸水深に含まれたからといって役場そのものの移転・別途の拠点施設整備や更なる過度のハード対策を実施することは現実的でなく、万が一の際の別箇所での機能代替の手法検討・確保など、ソフト的対応が適正と考えます。

なお、本町に限らず、大震災時の被災自治体の高台造成地区のいくつかの地域が浸水範囲に含まれたものと認識していますが、これについては公表主体である宮城県が責任をもって対象住民等に対して説明いただくべきものと理解しており、その旨を宮城県に対して伝えています。

### ■問合せ先

女川町役場企画課防災係

☎0225-54-3131 内線 252 FAX:0225-53-5483